

**第四次東大阪市生涯学習推進計画素案の  
パブリックコメントで寄せられた意見とそれに対する本市の考え方**

意見番号	該当ページ	該当項目	意見の概要	本市の考え方
1	17	(3)第三次生涯学習推進計画の取組状況 「社会的にハンディキャップを有する市民を対象とした学習支援」について	今後は「学習支援」にとどまらず、社会的にハンディキャップを有する市民が同等に参加できる、もしくは彼らが活躍できる生涯学習の機会を設けていくことが望ましいと思う。	本計画では基本方針1として「すべての市民に開かれた学習環境の整備」を位置付けており、障害者差別解消法等にも基づき、ご指摘の点については引き続き取り組んでまいります。また、計画素案39ページにおいても、施設の利用手続きや学習機会における合理的配慮の提供について記載しております。なお、「学習支援」という言葉は、ご指摘のあった生涯学習への平等な参加や機会の提供を含む幅広い取組を表す言葉として、本計画では用いております。
2	21	(3)地域課題への取組と市民参加	「計画見直しの方向」に記載されたように、地域の社会的な問題・課題への対応やそのための人材育成は重要だと考える。NPO団体としてもこの課題に取り組みたいと考えている。市内に点在するNPO団体のつながり、協働ができる仕組みづくりを期待する。	本計画では、「多様な主体との協働による学習支援と地域活動の促進」をリーディングプロジェクトとして位置付けており、ご指摘の点については本計画期間を通じて重点的に取り組んでまいります。
3	39	◆ 支援者の養成	「日本語学習ボランティアの養成」とは何を指しているのか。活動する場所や活動方法は明確になっているのか。日本語学習を必要としている人のニーズ調査の実施、ボランティア任せにせず専門家のスキルを発揮できる仕組みづくりが必要だと思う。	日本語学習ボランティアに関する取組は、教室の開催や研修会、関係機関と連携した学習者支援講習会の実施など、本市においてこれまで継続して行われており、一定の成果を上げているため、今後も確実に実施する事業として計画に記載しております。また、本市として、日本語学習支援をはじめとする基礎的な学習の支援の充実を図っていくことを、本計画において示すために、計画素案39ページの「◆ 基礎的な学習の場の確保」に、「また、教育機会確保法や日本語教育推進法に基づく取組の充実を検討します」という文言を追記し、ご指摘の点についても、今後の施策立案・検討の参考とさせていただきます。
4	41	◆ 支援を必要とする子どもの学びを支える取組の充実	外国にルーツを持つ子どもには多様な背景があるため多くの課題に取り組む必要がある。社会参加という点では、日本語が十分でない子どもは十分な社会参加ができない。これはその保護者にとっても同じことである。彼らが十分社会参加できるだけの言語能力を身につけることができるシステムの構築、一市民として安心して参加することも食堂のような地域での「居場所づくり」も必要だと思う。大学や日本語学校に通う留学生が子どもたちへの支援の力になること、日本語教師がそのフォローや地域住民と外国人住民の橋渡しの存在になることも可能だと考える。	ご指摘の箇所(41ページ)については、子どもの学校外教育について記載しており、保護者を含む大人の日本語学習の支援については、計画素案39ページに日本語教室の実施や日本語学習ボランティアの養成について記載しております。本計画は、生涯学習に関する取組全体を網羅する総合的な指針であるため、具体的な取組として詳細に記載することは困難ですが、今後の施策立案・検討の参考とさせていただきます。
5	全体	外国人に対する日本語教育機会の提供について	【問題点／課題】 グローバル化の進展に伴い、外国人住民が増加しているにも関わらず、彼らに対する住民サービスが十分に行き渡っているとは言い難い。その根本的原因の一つが彼らに対する日本語教育が不十分な点があげられる。2019年6月に制定された「日本語教育の推進に関する法律」にも、地方自治体が主体となって、関係団体と協力し、外国人住民の日本語教育を推進する責務があると定められているにも関わらず、具体的な活動があるように見えない。同法律に基づく市や関係団体との協力を呼びかけたが、その後、一向に進展が見られないことに不満を感じている。 【具体的な施策・要望】 まず、市及び関係団体が定期的に東大阪市の外国人に対する日本語教育をいかに進めていくかを検討する機会を設けて欲しい(日本語教育推進に関する法律にも、関係者相互間の連携の強化、その他必要な体制の整備に務めること、と明記されている)。その上で、すみやかに外国人住民が恒常的に日本語を学ぶ機会を提供できるインフラを整備する必要がある。市が独自に日本語教育機関を設置し、運営するのが理想ではあるが、そのようなノウハウも人材も無いのであれば、我々のような民間企業・民間団体に業務の一部を委託しながら、住民サービスの一環として、日本語教育を提供することが現実的であると考えられる。	義務教育を十分に受けられなかった人を対象とした識字教室等や、日本語を母語としない市民の増加に対応した日本語教室について、計画素案38ページでは、「教育機会確保法や日本語教育推進法の制定を受け、生涯学習支援においても取組の充実が求められ」ることを記載しており、ご指摘の点については課題として認識しております。また、本市として、日本語学習支援をはじめとする基礎的な学習の支援の充実を図っていくことを、本計画において示すために、計画素案39ページの「◆ 基礎的な学習の場の確保」に、「また、教育機会確保法や日本語教育推進法に基づく取組の充実を検討します」という文言を追記し、ご指摘の点についても、今後の施策立案・検討の参考とさせていただきます。